

## 令和7年度タンチョウ保護増殖検討会 議事概要

■日 時：令和7年11月5日（水）10時00分～12時30分

■実施体制：札幌市教育文化会館403研修室＆ウェブ会議（Webex）

■出席者一覧（敬称略）：

### ＜検討委員＞

百瀬 邦和 特定非営利活動法人 タンチョウ保護研究グループ 理事長

黒澤 信道 公益財団法人 日本野鳥の会 釧路支部長

松本 文雄 日本ツル・コウノトリネットワーク 事務局長

吉野 智生（Web）釧路市動物園 学芸専門員

赤坂 卓美 帯広畜産大学 グローバルアグリメディシン研究センター 准教授

正富 欣之 一般社団法人タンチョウ研究所 所長

久井 貴世 北海道大学 大学院文学研究院 博物館学研究室 准教授

### ＜関係機関＞

国土交通省北海道開発局開発監理部開発連携推進課、林野庁北海道森林管理局計画保全部計画課、林野庁北海道森林管理局根釧東部森林管理署、林野庁北海道森林管理局根釧西部森林管理署、北海道環境生活部自然環境局自然環境課、北海道釧路総合振興局保健環境部環境生活課、北海道根室振興局保健環境部環境生活課、北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課、釧路市市民環境部環境保全課、釧路市教育委員会釧路市動物園、長沼町政策推進課、むかわ町総合政策課、鶴居村教育委員会社会教育課、公益財団法人日本野鳥の会、公益財団法人日本鳥類保護連盟、東京大学大学院農学生命科学研究科 One Earth Guardians 育成機構、国際タンチョウネットワーク、特定非営利活動法人タンチョウ保護研究グループ、ネイチャー研究会 in むかわ、阿寒国際ツルセンター【グルス】

### ＜事務局＞

環境省北海道地方環境事務所、釧路自然環境事務所、公益財団法人日本生態系協会

## ■議事概要：

- (正富委員) 新任のあいさつ  
(久井委員) 新任のあいさつ

### 議題 1. タンチョウ保護増殖事業 令和6年度実施結果及び令和7年度事業計画

環境省から、令和6年度環境省事業実施結果（資料1及び資料1-1から資料1-7並びに資料2及び資料2-1から資料2-5）について説明した。

国土交通省北海道開発局から、令和7年度タンチョウ保護に関わる事業実施状況及び令和8年度の実施計画（資料3-1）、令和7年度タンチョウ保護に関わる事業実施状況及び令和8年度の実施計画（資料3-1別紙）について説明した。

林野庁北海道森林管理局から、令和6年度保護林巡視実施状況及び令和7年度実施予定（資料4）について説明した。

### ＜意見・質問＞

- ・ (委員) アライグマの防除に関して、環境省が指導を行い、市町村が現場の対応を行っていくことを考えているのか。  
→ (環境省) 外来生物法改正により、地方公共団体が主体となるが、環境省では、希少種保全の観点から、例えば今年度は千歳川流域でタンチョウ保全のためのアライグマ防除研修会を開催した。環境省は技術支援等を行い、地方公共団体による対応を基本とする方針を考えている。
- ・ (委員) 令和3年、令和6年に著しい飛来数の増加がみられたとあるが、それによって越冬分散に関わるような行動変容が見られたのか。  
→ (委員) 著しい飛来数の増加がみられたというのは、結果を反映した次第で、それ以上のことは分からぬ。
- ・ (委員) 令和6年度タンチョウ保護収容状況の収容要因が不明な理由について詳細を教えてほしい。また、収容・治療には大きな負担が伴うため、今後の体制継続について関係者で検討する場を設けてはどうか。  
→ (委員) 表中に搬入年月日の記載があるが、未記入のものは未搬入のため、まだ検査が行われておらず、今後順次搬入して検査予定である。
- ・ (委員) タンチョウ保護研究グループの冬期調査と北海道の越冬分布調査の連携状況の今後の在り方を確認したい。あわせて、調査手法を統一し、整理しやすくするため連携検討をお願いしたい。  
→ (環境省) 北海道の調査は越冬状況把握であり、タンチョウ保護研究グループの調査は1～2月の総数把握で、実施時期が異なる。
- ・ (委員) 鶴居村の給餌量は実績よりも下回っているのに、給餌量を3,000kgで維持している理由を確認したい。

- (環境省) 鶴居村では、令和6年度に給餌量の調整を行ったため、給餌用の餌が不足しないよう実施した結果である。給餌場周辺での農業被害等の報告もなかたが、今後の飛来状況等の変化により、被害が生じる等の可能性があるため、モニタリングの必要がある。そのため、引き続き最大給餌量を据え置く方針である。
- ・ (委員) 勇払川については、今回この場所を選定した理由を知りたいという点と、調査の結果を受けて今後どのような取組や計画を進める想定なのか確認したい。
- (環境省) 勇払川流域は、第1回タンチョウ生息地分散行動計画で分散候補地の一つとして挙げられており、平成27~29年度頃にも調査等を実施していたが、時間が経過しているため、改めて苫小牧市と連携しながら調査等を進めるために、今回設定した。
- (事務局) 補足として、勇払川流域では、以前の調査でポテンシャルの高い地域が私有地で保全の網がかかっていなかったことや、近年の太陽光発電などの開発計画も踏まえ、パンフレットを用いて地権者に働きかけ土地確保も検討したい。苫小牧市とは生物多様性戦略と整合をとりながら調整を進めている。

## 議題2. 関係者・研究機関からの報告

北海道環境生活部自然環境局から、令和6年度北海道タンチョウ給餌事業について(資料5)について説明した。

釧路市動物園から、令和6(2024)年度タンチョウ保護増殖事業報告(資料6-1)令和7年度タンチョウ保護増殖事業計画(資料6-2)及びタンチョウの交通事故防止のためのPR動画の製作について(資料6-3)について説明した。

鶴居村から、令和6年度タンチョウに係る鶴居村の取組【報告】・令和7年度タンチョウに係る鶴居村の取組【報告・予定】(資料7)について説明した。

特定非営利法人タンチョウ保護研究グループから、タンチョウ保護研究グループ2024年度活動報告(資料8)について説明した。

公益財団法人日本野鳥の会から、令和6年度(10-3月)及び令和7年度(4-9月)の日本野鳥の会のタンチョウ保護の取組【報告】(資料9)について説明した。

長沼町から、令和7年度長沼町「タンチョウも住めるまちづくり」(資料10)について説明した。

ネイチャー研究会inむかわから、令和7年度ネイチャー研究会inむかわ・むかわタンチョウ見守り隊活動報告について説明した。

## ＜意見・質問＞

- ・ (委員) 音別給餌場は一昨年から数が激減している。給餌人の高齢化もあり、給餌が難しいと聞いているが、道としての考えを聞きたい。
- (北海道) 給餌場としては重要な場所と考えており、給餌を継続する方針で考え

ている。

- ・ (委員) 釧路市動物園で生息域外保全の検討が進む中、環境省は以前と同様に「実施段階ではない」との立場か、それとも取組に関与しているのか確認したい。  
→(環境省) 生息域外保全は個体数の増加等から優先的に実施する段階ではないが、鳥インフルエンザ拡大などを踏まえ一定の飼育個体群確保が必要と考えており、環境省も釧路市動物園の検討にオブザーバー参加している。  
→(釧路市動物園) 動物園としても、野生個体以外のツル保全への貢献が求められており、日本動物園水族館協会の種別調整者と連携しながら取組を進めていく方針である。

### 議題3. その他

環境省から、農業被害対策について説明した。

#### ＜意見・質問＞

- ・ (委員) 道央・道北での発電施設建設は将来の営巣地を損なう恐れがあるため、未飛来地域も含めた保全の必要性について委員の意見を伺いたい。  
→(環境省) タンチョウの未飛来地域では制度的保全が難しいため、パンフレットでタンチョウの価値を伝え、市民トラストなどを活用して保護の機運を高め、委員の意見を得ながら進めていきたい。
- ・ (委員) 興部町で越冬した個体に期待したが、地元からは農業への懸念が示され、まず「なぜタンチョウを守るのか」を理解してもらうことが重要だと感じている。
- ・ (委員) 以前作成した農業被害対策のパンフレットが十分に普及しておらず、今回の普及啓発パンフレットについても、今後の効果的な普及方法が重要である。委員だけでなく、関係機関や団体にも協力を願いしたいと思う。  
・ (委員) 越冬分布調査の精度向上を求めており、人手不足への対応として、北海道・環境省・関係者が連携し、民間やボランティアの協力も得ながら、予算をかけずに改善策を検討してほしい。  
→(環境省) 昨年度は費用面を議論したが、普及が伴わなければ効果が薄いとの指摘もあり、関係機関の連携やボランティアベースでの取組を検討していく。
- ・ (委員) タンチョウを守ることのメリットは重要で、農業害虫の捕食や土壤の攪拌による酸素供給など農業への利点もある。これらの情報を整理すれば、今後の普及啓発に活用できるため検討をお願いしたい。  
→(環境省) タンチョウ保護の意義を伝える努力を続けていきたい。

環境省からタンチョウ保護増殖検討会設置要領（改正案）（資料12）及びタンチョウ保護増殖検討会設置要領改定に係る新旧対照表（資料12-1）について説明した。

＜意見・質問＞

- ・ (委員) 令和6年度の検討会で、①委員の委嘱開始時期を早めてほしいが、今年も昨年同様8月頃となったため、その理由を確認したい。② 北海道開発局が持つタンチョウ生息情報の共有について、以前「検討する」との回答があったが、その後の進捗を知りたい。

→ (環境省) ① 委員の委嘱は検討会での議論に基づくものであり、開催前に発出するのが基本方針である。② 情報共有についてはまだ進展しておらず、今後北海道開発局と相談しながら進める予定である。資料提供の申し出はあるが、調査範囲が事業周辺に限られるため、活用方法や整理の仕方を検討する必要があると考えている。

以上